

事務事業コード	795210	事務事業名	監査事務運営事業	担当部	行政委員会
				担当課	監査委員事務局
政策名	7	新たな行政経営によるまちづくり		グループ	監査グループ
施策名	1	健全な財政運営の推進		電話番号	45-5111
基本事業名	5	財政運営の適正化に向けた制度・仕組みの改革と適正執行		内線番号	3311
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ
	款	総務費			<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 S 22 年度~)
	項	6 監査委員費		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度( ~ )	
	目	1 監査委員費		根拠法令・条例等	地方自治法
	コード	795210			
関連計画					

1. 現状把握 (1)事務事業の目的と指標 <Do>

① 手段 (事務事業の概要)		主な活動	平成24年度実績				
公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理などについて監査委員が監査を行う。 1. 例月現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査) 現金検査及び予算の流用等に関する審査(毎月中旬)及び例月出納検査(毎月下旬) 2. 定期監査(地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査) 市の財務に関する事務の執行、公営企業の経営に係る事務の管理が、適法・適正・効率的に行われているか監査を行う。(全部局を、6月~2月にかけて実施) 3. 財政援助団体等に対する監査(地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査) 財政援助団体の監査(毎年2団体程度を実施)、指定管理者(毎年2団体程度を実施) 4. 決算審査(地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査) 決算その他関係諸表の係数の正確性の検証のほか、予算の執行又は事業経営が、適正かつ効率的に行われているかなどを審査(一般会計・特別会計・水道事業・病院事業)			平成25年度計画				
② 活動指標 (事務事業の活動量)		単位	23年度(実績)	24年度(実績)	25年度(見込)	26年度(見込)	
ア	1. 検査を行った日数	日	54	52	71	71	
イ	定期監査を行った課等の数	課等	86	87	86	86	
ウ	財政援助団体等監査件数	件	3	3	3	3	
③ 対象 (誰、何を対象にしているのか)	④ 対象指標 (③対象の大きさを表す指標)	単位	23年度(実績)	24年度(実績)	25年度(見込)	26年度(見込)	
ア	市の全課等	課等の数	86	87	86	86	
イ	財政援助団体等	財政援助団体等の数	390	393	393	393	
ウ							
⑤ 意図 (対象をどうしたいのか)	⑥ 成果指標 (⑤意図の達成度を表す指標)	単位	23年度(実績)	24年度(実績)	25年度(見込)	26年度(見込)	
ア	適法・適正かつ効率的に行われる。	例月現金出納検査日数	日	54	52	71	71
イ	適法・適正かつ効率的に行われる。	定期監査実施課等数	課等	86	87	86	86
ウ	適法・適正かつ効率的に行われる。	財政援助団体等監査件数	件	3	3	3	3
⑦ 結果 (どんな結果に結び付けるのか)	⑧ 上位成果指標 (⑦結果の達成度を表す指標)	単位	23年度(実績)	24年度(実績)	25年度(見込)	26年度(見込)	
ア	公会計制度に対応し、適正な財政運営を行う。	監査からの改善指導件数	件	64	42	***	***
イ							

(2) 事業費 単位:千円

	24年度(決算)	25年度(予算)	
予算額	当初予算額	5,516	4,943
	補正及び流用	0	
	予算合計	5,516	4,943
決算額	国庫補助金	0	
	県支出金	0	
	地方債	0	
	その他	0	
	一般財源	4,980	
支出合計	4,980		

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業は、いつ頃、どのようなきっかけで開始されたのか?	② 事務事業を取り巻く環境は、開始時期又は5年前と比べてどう変わったのか?
地方自治法の規定による事務であり、地方自治法が制定された昭和22年より開始した。	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、平成19年度決算から健全化判断比率(実質赤字比率ほか4つの比率)を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ住民に公表するようになった。
③ この事務事業に対して誰からどんな意見や要望が寄せられているか?	④ この事務事業に対する議会から出された意見
特になし。	特になし。

事務事業コード	795210	事務事業名	監査事務運営事業	担当部	行政委員会
				担当課	監査委員事務局

単位:千円		平成24年度(決算)			平成25年度(当初予算)			平成26年度(見込)		
		単独	補助	合計	単独	補助	合計	単独	補助	合計
1	報酬	3,689		3,689	3,689		3,689	3,689		3,689
2	給料									
3	職員手当等									
4	共済費									
7	賃金									
8	報償費									
9	旅費	976		976	950		950	950		950
10	交際費									
11	需用費	315		315	304		304	304		304
	消耗品費	311		311	300		300	300		300
	燃料費									
	食料費	4		4	4		4	4		4
	印刷製本費									
	光熱水費									
	修繕料									
12	役務費									
	通信運搬費									
	広告料									
	手数料									
	保険料									
13	委託料									
14	使用料及び賃借料									
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費									
19	負担金補助・交付金									
20	扶助費									
21	貸付金									
22	補償補填及び賠償金									
23	償還金・利息・割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金									
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金									
計		4,980		4,980	4,943		4,943	4,943		4,943

財源内訳	国									
	県									
	地方債									
	辺地債									
	過疎債									
	合併特例債									
	その他									
一般財源	4,980		4,980	4,943		4,943	4,943		4,943	
計	4,980		4,980	4,943		4,943	4,943		4,943	

補助率	国				
	県				
補助基本額					

平成24年度	当初予算	5,516千円			平成24年度 財源内訳の「その他」の内訳
	補正及び流用				
	第1回		第5回		
	第2回		第6回		
	第3回		第7回		
	第4回		流用(1月)		
予算合計	5,516千円			参加費等の事業実施のための収入説明	

2 評価の部 <SEE>		評価	評価理由
A 目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は基本事業の意図(基本シートの結果)に結びつくか?	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	検査または監査の結果に基づく指摘及び改善指導により、適法・適正な事務執行がなされ、結果として健全な財政運営が図られている。
	② 公共関与の妥当性 ・この事業をなぜ市が行わなければならないのか? ・税金を投入して、達成する目的か?	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	地方自治法の規定による監査であり、監査に要する経費の支出は妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性 ・対象や意図を限定又は追加すべきか?	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 対象を見直す必要がある <input type="checkbox"/> 意図を見直す必要がある	行政内部の事務であり、対象意図とも適切である。
B 有効性 評価	④ 成果の向上余地 ・成果指標の現状値をあるべき水準まで向上させることができるか?	<input type="checkbox"/> 向上余地はない(十分に成果が出ている) <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある	平成23年度より、指定管理者を含めた財政援助団体等の監査を3件(/年)抽出し実施したことで成果は向上しており、継続していくことで更なる向上が期待できる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止又は休止した場合にどのような影響があるか?	<input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がない	本事業は地方自治法に基づくものであり、廃止、休止することは法に抵触する。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 ・目的を達成するためには、この事務事業以外の手段はないか? ・類似事業との統廃合や連携を図ることにより成果の向上が期待できるか?	<input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がない <input type="checkbox"/> 他に手段がある <input type="checkbox"/> 統合できない <input type="checkbox"/> 連携できない <input type="checkbox"/> 統合できる <input type="checkbox"/> 連携できる	(他に手段がある場合の事務事業名等)
C 効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか?(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない <input type="checkbox"/> 削減余地がある	主に監査委員の報酬であり、削減余地はない。監査委員の人数及び報酬は条例に基づき設定されている。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 ・やり方を工夫して事務事業に係る業務時間を削減できないか? ・成果を下げずに職員以外の対応や委託をできないか?	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない <input type="checkbox"/> 削減余地がある	合併直後の膨大な事務量は、事務の効率化に努めた結果として、最小で最大の効果を上げるべく今の形態となっており、現状においては削減の余地はない。
D 公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏っているか? ・受益者負担が公平公正になっているか?	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	行政内部の事務であり、受益者負担を求めるものではない。
総括	(1) 1次評価者(課長)としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)	
	A 目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直す必要がある B 有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直す必要がある C 効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直す必要がある D 公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	全ての監査において、実施計画通りにすすめることができた。特に財政援助団体等監査については、団体の経理事務や所管課の指導監督責任等についての指摘に対し、改善措置がなされつつあることから、監査の実効性があったものとする。	

3 今後の方向性<PLAN>	
(1) 評価結果にもとづく今後の方向性	(2) 廃止又は休止すべきとした場合の理由
<input type="checkbox"/> 廃止 [目的妥当性①②、有効性⑤の結果] <input type="checkbox"/> 休止 [目的妥当性①②、有効性⑤の結果] <input type="checkbox"/> 目的再設定 [目的妥当性①③の結果] <input type="checkbox"/> 事業統合・連携 [有効性⑥の結果] <input checked="" type="checkbox"/> 有効性改善(成果向上) [有効性④の結果] <input type="checkbox"/> 効率性改善(コスト削減) [効率性⑦⑧の結果] <input type="checkbox"/> 公平性改善 [公平性⑨の結果] <input type="checkbox"/> 現状維持・継続	
(3) 具体的な改善計画 ※(1)のチェック項目に対し、具体的にどのように取り組むのか	
① 平成25年度の取組み概要及び期待される効果 地方自治法により義務付けられた定例の例月現金出納検査、定期監査は例年どおり実施していくこととし、引き続き指定管理者を含めた財政援助団体等監査を実施し、会計処理や経営に係る事務管理等についてチェック及び指導をすることで、公金の運用の有効性を高める。	② 平成26年度に取り組むべき具体的な内容 引き続き、地方自治法により検査及び監査を義務付けられた例月出納検査・定期監査に加え、財政援助団体等(指定管理者を含む)の監査も併せて実施する。